

名張市医療費の助成に関する条例の一部改正について

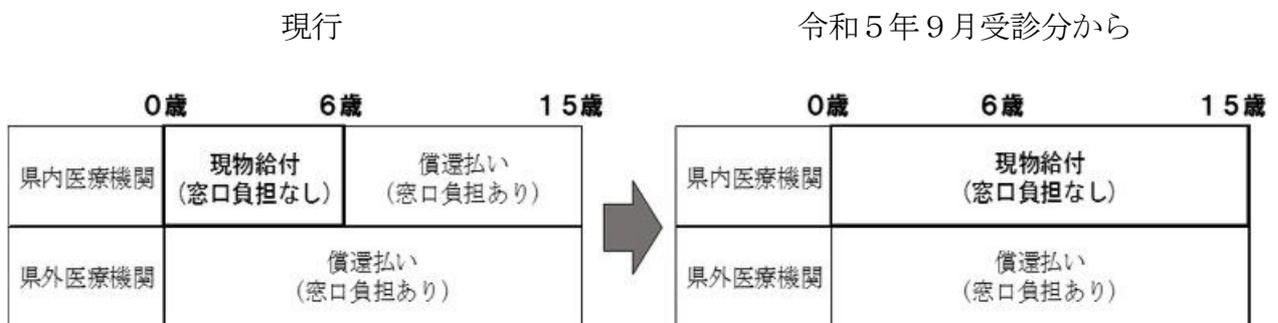
1. 改正の趣旨及び背景

現在、本市の子どもに係る医療費助成制度は、0歳から15歳に達する年度の末日までの方を対象に所得制限ありで実施しており、医療機関で医療を受けた場合に窓口で自己負担分を支払い、後日その自己負担分が口座振込みにより助成される「償還払い方式」と、未就学児（0歳から6歳に達する年度の末日まで）が県内の医療機関で医療を受けた場合に窓口での自己負担を必要としない「現物給付方式」とを導入しています。

今回、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりの一層の推進を図るため、令和5年9月受診分から、医療機関の窓口での負担が無料となる助成の対象者を拡大しようとするものです。

2. 改正の内容

医療費の窓口負担無料化の対象者を15歳（現行：6歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。



3. 子どもに係る医療費助成受給資格者数

(令和5年5月1日現在)

	未就学児	小学生	中学生	計
人数	2,698人	3,651人	1,929人	8,278人

4. 施行期日

令和5年9月1日から施行します。